

令和6年度八戸市自主防災組織育成事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東日本大震災からの復興と災害に強いまちづくりを目指し、自主防災組織が防災資機材の整備に要する経費について、令和6年度の予算の範囲内で八戸市自主防災組織育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、規約、防災計画、組織図等により、平常時及び災害時における活動を明確にしている自主防災組織とする。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、自主防災組織が行う別表第1に定める基本的な防災資機材の整備事業とし、当該事業により整備した防災資機材には、別表第2に準拠した表示を行うものとする。

(対象事業費、補助率及び補助上限金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、対象事業に係る購入費及び前条の表示に係る経費のほか、市長が対象事業の実施に必要と認めた経費（以下「対象事業費」という。）とする。

2 対象事業費、補助率及び補助上限金額は、別表第3のとおりとする。ただし、地域特性や地理的特性など、防災資機材を複数箇所で保管・管理する合理的な理由がある場合は、別表第4のとおりとする。

3 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、自主防災組織育成事業補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 防災資機材整備事業計画書(様式第2号)
- (2) 対象事業費の見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(事業の審査及び交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、補助金の交付が適

当であると認めるときは、規則第5条の規定による通知を、自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（取下げ期日）

第7条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金の交付の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付決定通知書を受領した日から起算して7日とする。

（変更等の承認）

第8条 規則第7条の規定による事業の変更等の承認を受けようとする補助事業者は、速やかに自主防災組織育成事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、規則第5条の規定により通知した後、補助事業者が自主防災組織育成事業補助金請求書（様式第5号）により請求するものとし、市長は、概算払によりこれを一括交付する。

（実績報告）

第10条 規則第12条の実績報告書は、自主防災組織育成事業実績報告書（様式第6号）のとおりとし、対象事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日、又は令和7年3月14日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 防災資機材整備事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 対象事業費の領収証の写し
- (3) 事業の実施が確認できる写真
- (4) 当該事業で整備した防災資機材を使用した訓練の実施が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 規則第13条の規定による補助金の額の確定は、次により行うものとする。

- (1) 実績報告に係る対象事業費の額（対象事業に係る収入があった場合は、当該額から当該収入額を控除した額。以下「対象事業費実績額」という。）が、規則第4条の規定により交付を決定された額（以下「交付決定額」という。）を下回る場合は、対象事業費実績額を確定額とする。
- (2) 対象事業費実績額が、交付決定額を上回る場合は、交付決定額を確定額とする。

2 規則第13条の規定による通知は、自主防災組織育成事業補助金額確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第19条第2号の規定により市長が定めるものは、補助金の交付を受けて整備した防災資機材とする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付及び事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

基本的な防災資機材

区 分	物 品 名		
防災衣服	ヘルメット 認識ベスト	雨具 防塵メガネ	防塵マスク
情報収集伝達用具	トランシーバー 拡声器	災害用自転車 旗	掲示板 ラジオ
消火用具	消火器	軽可搬ポンプ	簡易組立水槽
救出用具	チェーンソー 工具セット	油圧ジャッキ 掛矢、おの、大ハンマー、のこぎり、なた たがね、番線カッター、大バール、スコップ ツルハシ、ジャッキ、ロープ	一輪車
救護用具	救急セット テント	担架 簡易ベッド	リヤカー 毛布
避難誘導用具	懐中電灯	保安指示灯	警笛
給食給水用具	ポリタンク 鍋	カセットコンロ	大型炊き出し器
非常照明	発電機 コードリール	投光機 燃料携行缶	三脚
機材収納用具	倉庫		
その他	ストーブ	扇風機	簡易トイレ 自主防災組織の活動に必要と認める防災資機材

別表第 2 (第 3 条関係)



八戸市自主防災組織育成事業

別表第3(第4条関係)

項 目	カバー世帯数		
	おおむね 500世帯まで	おおむね 2,000世帯まで	おおむね 2,000世帯以上
対 象 事 業 費	1,000千円まで	1,500千円まで	2,000千円まで
補 助 率	10分の9		
補助上限金額	900千円	1,350千円	1,800千円

※カバー世帯数は、申請時点での八戸市人口データに基づくものとする。

別表第4(第4条関係)

項 目	カバー世帯数		
	おおむね 500世帯まで	おおむね 2,000世帯まで	おおむね 2,000世帯以上
対 象 事 業 費	1,500千円まで	2,250千円まで	3,000千円まで
補 助 率	10分の9		
補助上限金額	1,350千円	2,025千円	2,700千円

※カバー世帯数は、申請時点での八戸市人口データに基づくものとする。